

指導行政のポイント

“教育委員会制度”の見直し

菱村 幸彦

中川正春文科相は、昨年末(12月22日)の記者会見で、省内にタスクフォースを設置し、年度内に教育委員会制度の課題を整理する意向を示した。

首長が教育行政に直接介入

政権交代直後、鈴木寛文科副大臣(当時)は、教育政策について、3段階に分けて推進する旨を表明していた。すなわち第1段階は教育費負担の軽減、第2段階は教員の質と量の改善、第3段階は教育委員会制度の改革である。

しかし、予定どおり推進できたのは、高校無償化と教員定数の改善のみ。第2段階の教員免許制度の改革は、中教審に諮問したものの、その後の衆参のねじれで改正法案が通る見通しが立たず、中教審の審議状況も様子見の感が強い。さらに、第3段階の教育委員会制度の改正に至っては、まったく手つかずだった。

ところが、大阪の市長と知事のダブル選挙で大阪維新の会の橋下徹代表と松井一郎幹事長が圧勝したことから、維新の会が推進する教育基本条例案が若干形を変えながらも制定されることが必至となり、にわかに教育委員会制度の見直しが政策課題として浮上してきた。

新聞報道によれば、橋下市長は、新任の挨拶で石原慎太郎東京都知事と会談した折り、石原知事から東京都でも同じような条例案を検討したい旨の言質を得たとし、「東京と大阪のダブルで教育委員会制度に挑戦する」と述べたという。冒頭の中川文科相の記者会見におけるタスクフォースの話は、こうした動きも踏まえたものと思われる。

周知のように、大阪維新の会が提案する教育基本条例案は、教育行政に民意を反映させるという名のもとに、首長が教育行政に直接介入することをねらいとしている。

こうした考え方は、以前から教育委員会制度の縮

小・廃止を前提とした任意設置論として提唱されてきた。例えば、平成15年、志木市から構造改革特区の提案として、教育委員会の設置を任意とする申請がされているし(特区認定には至らなかった)、政府の総合規制改革会議の答申(平成15年)や地方分権改革推進会議の意見(平成16年)でも教育委員会の任意設置が提言されている。

教育委員会の任意設置を求める理由としては、教育委員会が形骸化している、意思決定の迅速性に欠ける、責任の所在が明確でない、小規模町村の教育委員会は首長部局の一部と変わらないなどが挙げられている。

選挙結果で教育目標が変わるのは

しかし、この点について、中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」(平成17年)は、「教育行政における政治的中立性や継続性・安定性の確保、地方における行政執行の多元化(首長に権限が集中することへの危惧)、首長が広範な事務を処理する中で専門の機関が教育を担当することのメリット(安定した行政執行)、義務教育実施の確実な担保などの重要性を踏まえると、教育委員会の設置は選択制にすべきではない」と指摘したうえで、「現在の基本的な枠組みを維持しつつ、それぞれの自治体の実情にあわせた行政が執行できるよう制度をできるだけ弾力化するとともに教育委員会の機能の強化、首長と教育委員会の連携の強化や教育委員会の役割の明確化のための改善を図ることが適当である」と提言している。

選挙で自治体の首長が替わるたびに、学校教育の目標や内容が変わることは好ましいことではない。教育委員会制度がそうした弊害を排除する機能を果たしてきたことを過少に評価してはならない。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究会代表理事)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●1月19日発売!

学校行事、職員会議、学級、保護者会等での3分間例話!

教師のためのスピーチ・あいさつ実例集

【編集】興水 かおり(玉川大学教職センター教授)

四六判 208頁 / 定価 1890円

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)